

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日(火) 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		6番	米村	進司
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		11番	北村	凱男
		12番	山本	一美

●農地利用最適化推進委員5人

15番	横田	光男
16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博

4. 欠席委員 (3人)

5番	上根	慶万
7番	濱崎	智熙
13番	飯野	幸義

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

10番 賀山 圭子

11番 北村 凱男

日程第4 報告事項

①前総会(12月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③農業用施設設置報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

- ②議案第 2 号 令和 3 年度農用地利用集積計画第 8 号について
- ③議案第 3 号 令和 3 年度農用地利用配分計画第 1 0 号について
- ④議案第 4 号 令和 3 年岩美町農地賃借料情報について

日程第 6 その他

- ①農地部会、農政部会について
- ②令和 4 年度農業関係の新規事業の予算要求について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	飯 野 健 治
局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	<p>では、ただいまから令和3年度の第10回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、本日の出席委員14名中11名ということで、岩美町農業委員会規則第6条による定足数過半数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、5番の上根委員、7番濱崎委員、それから13番の飯野委員からは欠席をする旨のご連絡をいただいておりますので報告をさせていただきます。</p>
事務局 会 長	<p>では、山本会長から挨拶をお願いいたします。</p> <p>改めてまして、皆さん、明けましておめでとうでございます。本年もまたよい年でありますように願っておるところであります。</p> <p>先ほど町長のほうからご挨拶がありましたけれど、コロナの関係でだんだんまたひと騒がせあるんじゃないかなあとと思われるような動きが出ておりますけれども、影響のないように願っておるところであります。皆さんも、我々も十分注意をして、今後予防をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>農業委員会のほうの5年後の見直しを今、今年やっておるわけですがけれど、国会のほうですけれども、今の町長の話じゃないですけども、米離れの中の米価の低下がものすごく影響しておるような格好であります。どうした対策がいいのか、これからまだまだ国のほうも動きがあるのかなあというふうには思っておりますけれど、何はともあれ、先ほど心強い町長からの申出というんですか、意思表示というんですか、ございました。我々も町の農業発展のために微力ではありますけれども、協力に努力していきたいというふうに思っておりますので、皆さんもよろしく願いをいたします。</p>
議 長	<p>それでは、会議のほうに入らせていただきます。</p> <p>それでは、議事録署名委員ですけれど、私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか。よろしいか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議 長</p> <p>それでは、10番の賀山委員さんと11番の北村委員さんのほうにお願いいたしますので、よろしく申し上げます。</p>

議 長

それでは、報告事項のほうに入らせていただきます。

前総会のてんまつ、農地法18条第6項の規定による通知、それから農業用施設の設置報告について説明をお願いします。報告ですね。

事務局

では、報告事項1から3につきまして、西川主任がご説明をさせていただきます。

事務局

そうしますと、資料のほう3ページです。

すいません、今回事前送付ができていなくて申し訳なかったです。机の上にお送りしたものと同じものを置いておりますので、よろしくお願ひします。

まずは前回の報告ですけども、12月10日の総会の報告になります。

1つ目は、非農地証明ということで、岩本地内の8件8筆の土地についての非農地証明についてお諮りしました。承認していただきましたので、12月13日付で非農地証明を申請者のほうに送付しております。

それから2つ目は、3条で3件6筆に浦富、岩本の6筆について、全て売買による所有権移転ということでお諮りしました。承認いただきましたので、12月13日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可証を送付しております。

それから、3つ目ですけども、5条の変更申請で****の件ですが、本庄地内でドラッグストアの店舗建築を行うために変更するというものでした。お諮りしまして、承認いただきました。資料のほうは進達日以降が書いてないんですが、書類に不備があったもので、資料を整えておりました。今回の議案資料を送った1月6日に資料を提出いただきまして、7日に県のほうへ進達を行ったところです。すいません、進達日に1月7日というふうなことで入れていただけたらと思います。知事許可等については、まだ出したばかりですので、届いておりません。

それから、4つ目ですけども、農用地利用集積計画第7号ということで、14件30筆の申出についてお諮りし、決定いただきましたので12月13日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。

それから5つ目は、農用地利用配分計画第9号ということで、町から意見を求められた農地中間管理事業に係る6件10筆についてお諮りしました。計画については特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で12月13日付で町へ回答しております。

それから、3つ目の5条変更の件ですけども、この件については先月の総会に2点質問事項がございまして、申請者のほうに確認をしました。思

うような回答はいただけなかったんですけども、1点目についてはどの程度の売上げを見込んでいるかという点、それから2点目については1年間の年間の賃借料がどの程度かという2点を質問があったところでした。どちらもお尋ねしたんですけども、会社のほうの内部の機密情報というようなことで、お答えすることはできないですという回答でした。ただ、当然だとは思んですけども、採算が取れるということを見込んで出店は計画しているということでした。具体的な数字等はいただくことができなくて申し訳なかったんですけども、そのような回答でした。

それから続きまして、ページ開いていただいて4ページです。

農地法18条6項の規定による通知についてということで、今回解約通知を3件4筆受理しております。全ての筆が集約化のための解約となっております、この後議案第3号で配分計画第10号をお諮りするんですけども、それぞれ配分について検討いただく予定です。ちなみに、1番と2番については入替えて、1番の筆を****さん、2番の筆を****さん、3番、4番の筆を****さんから****さんというような配分計画を第3号のほうで上げさせていただいております。

それから続いて、5ページの農業用施設の設置報告ですけども、1件受理しています。こちらのほうは、場所等、議案と併せて資料1のほうになります。

届出人は、大谷の****さんです。届出の土地が大谷****で、農業用倉庫が2棟建っております、面積が949平米のうち128.03平米と71.26平米、合計199.29平米の農業用倉庫として届出がありました。資料1の2ページと3ページのほうに土地の形状とどこに建っているのかというものを載せておりますけども、道路側のほうに農業用倉庫1ということでちょっと大きいほうですね。128.03平米のほうが建っております、奥側に71.26平米の農業用倉庫2と書いてあるほうも建っております。

実は、この土地についてはこの後議案第1号の5条転用のほうで、この筆のさらに一部を分筆して転用したいということで議案が上がっていますので、そちらも検討いただく予定となっております。

報告については以上です。

議長

報告事項が終わりました。

皆さんのほうで意見、質問がありましたら。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議事のほうへ入らせていただきます。

議 長

それでは、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

今回は2件受理しております。

1件目ですけれども、この大谷****で、一般住宅を建てるということで申請をいただいている件なんですけども、この案件なんですけども、申請は出していただいていたんですけども、既に基礎工事に着工しております、違反転用という形になるんですけども、県の東部農林事務所へ対応を確認して追認ということで事後ですが許可をいただくような形になりますが上げさせていただきます。

経緯のほうを説明させていただくと、この申請自体が令和3年12月16日に許可申請書が申請されました。12月24日に事務局のほうで現地確認に訪れたところ、工事に着工してしまっていて、もう基礎ができているようなところでした。事務局もすぐに申請書を提出した行政書士に違反転用について連絡しまして、行政書士のほうから施工業者に連絡を取って、その後すぐ施工業者が来庁して経緯というか、事情を話されたんですけども、結局、建築確認申請を夏ぐらいに出されていたようで、その建築確認の許可が10月ぐらいに出たそうです。その許可が出たことで、農地転用の許可も出たというふうに誤認をしていたというふうなことでした。あつてはならないことですよというようなことを伝えるとともに、工事の停止と、てんまつ書の提出をその際に指導しまして、その後、土日明けの12月27日月曜日にてんまつ書の提出があったところです。10月に建築確認の許可が出た後だったんですけども、施工業者から聞き取ったところ、工事自体は12月16日から着手したようです。建築確認の許可が出た時点でオーケーが出たというふうなことで、認識に誤りがあり大変申し訳ないですよというようなことでは言われておりました。申請書自体には問題はなかったの、審査のほうをしていたところです。

内容について説明をしていきたいと思うんですが、資料2のほうで説明をいたします。

住所については、先ほどお伝えした大谷****です。登記、現況とも畑で、こちら分筆で面積545平米のうち497平米を使用貸借で権利設

定して転用予定です。譲受人は鳥取市国府町****の****さんと****さんです。譲渡し人は岩美町大谷****の****さんです。譲渡し人は譲受人のお父さんに当たります。資料2の2ページに申請地の位置図をつけております。見にくいですが、丸で囲んだ国道沿いのところになります。

転用目的については、一般住宅の建築です。現在、譲受人のほうは鳥取市内のアパートに暮らしているんですけども、将来的に両親の介護や子供の小学校までの距離なんかを考慮して、夫の実家に近い父親名義の今回申請地に自己用住宅を建築したいということです。

ちなみに、2ページの地図で申請地のすぐ上のほう、こちらが実家だそうです。ほかの雑種地等も検討はされたそうなんですけども、こちらの土地、やはり実家に近いところということで選定されたそうです。

続いて、立地基準ですけども、5ページのほうに農地区分の決定根拠をつけています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地ということで、第2種農地になります。転用許可根拠は集落接続です。5ページの地図で、北側は大谷集落になってます。この集落に近接する区域ということで、ピンクで囲んだ部分のうち、赤く表示しているところが申請地となります。

営農条件については、北側は国道178号線、南側には宅地があります。東側は道路を挟んで家が建っています。宅地です。西側と、あと南側、宅地挟んで下のほうは全て太陽光発電になっております。周辺には申請地以外には農地はなく、ピンクで囲んで区域の一番東側に農地がある感じですが。周りは太陽光発電と宅地というような形です。

それから次に、一般基準なんですけども、他法令とかについては先ほど申しましたが、建築確認のほうは10月4日に許可済みとのことです。それから、規模の妥当性ですが、3ページに土地利用計画図をつけております。住宅1棟と住人用の2台分と来客用1台分の駐車場を設け、残りは庭として利用されるそうです。分筆後の土地は引き続き畑として利用予定です。家庭菜園的に利用されるという話をされております。土地利用計画図から妥当な規模となっております。

それから、敷地の北東なんですけども——3ページの地図でいくと、右上のほうに農業用倉庫が既に実は建っておりまして、本来であればここを農業用倉庫の届出をいただいとかなないといけないところだったんですけども、今回転用の申請ということで、こちらも含めて全て転用で宅地にするということだそうです。利用用途は、引き続き農業用倉庫として利用されるとのことです。

それから、被害防除計画のほうですけども、申請地は0.2メートル盛土をして整地します。隣地は道路と太陽光発電施設で、既にコンクリート舗装がされていますので、土砂の流出については問題ないと思われま。雨水は浸透枮による自然流下で、汚水は公共下水道に接続して放流しま

す。

資金調達計画ですけれども、必要経費としては土地買収費は使用貸借なので0円です。建築費が****円となっております、それ以上の額である** **円の****銀行の融資証明書が添付されております。

4ページには分筆の図をつけております。

1件目については以上です。

引き続き、2件目をご説明いたします。

申請地は、同じく大谷****、こちらも登記、現況とも畑です。面積は949平米のうち、分筆して173.67平米を同様による所有権移転で転用予定です。それで、これは先ほど農業用倉庫が建っていた土地になります。

譲受人は鳥取市福部町****番地、****さんと****さんです。譲渡し人は岩美町大谷****番地の****さんです。譲渡し人は、譲受人のおじいさんに当たるようでして、祖父名義の土地の贈与を受けて孫娘夫婦が住居を建築するという形だそうです。

資料2の7ページに申請地の位置図をつけておりまして、赤色で囲ってるところのうち、斜線で引いている部分が申請地となります。

それから、9ページのほうには分筆の求積図を載せていますけれども、先ほどの農業用倉庫2棟と今回の転用地の配置図を掲載しています。9ページの地図の右上と左下のほうに既存の物置と書いてあるのが農業用倉庫です。それから、右下の辺に申請建物があるところ、分筆ラインと書いてありますが、この部分を転用したいということです。左上のほうは畑で、引き続き畑として利用していくということです。

6ページになりますけれども、転用目的は一般住宅の建築です。申請者は夫婦ですけれども、現在、夫のほうのおじいさんの家に同居しているそうですけれども、住居が古いということと手狭であることから、今回の土地を申請したところ です。

それから、立地基準ですけれども、10ページに農地区分決定根拠をつけておりますけれども、農地区分は管理設道路沿道の区域ということで第3種農地です。転用許可根拠は原則許可となっております。上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地となっております、500メートル以内に岩美西小学校と大岩保育所がありまして、前の道路には上水管、下水管が埋設されております。

それから、営農条件ですけれども、申請地の北側は分筆前は畑、農業用倉庫ですけれども、一応畑です。それから、分筆前は畑です。分筆後も畑ですけれども、農業用倉庫が建っています。それから、南側は畑と宅地、東側は公衆用道路、それから分筆前の西側は日野神社の境内、分筆後の西側は祖父所有の畑と農業用倉庫となっております。

それから次に、一般基準ですけれども、他法令許可については建築確認が必要ですが、8ページに土地利用計画図をつけておきまして、住宅1棟と住人用2台と来客用1台分の駐車スペースを設けるとのことです。利用計画図から適切な規模となっております。

それから、被害防除計画は盛土整地を0.1メートル行って、分筆後の北側、西側と南側隣接農地との境界にはブロックを1段設置して土砂の流出を防ぐとのこと。雨水は浸透ますによる自然流下で既存道路側溝、汚水は公共下水道へ接続して放流します。

それから、資金調達計画ですけれど、必要経費は埋立て整地費が****円、それから建築費が****円ということで、その他経費、登記代金等だそうなんですけれど、****円で、総額****円で、それ以上の額****円の****銀行の融資証明書が添付されています。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

ちょっと見ていただいて、今資料を初めて見られる方もありますので、資料を見ていただいて、質問がありましたらお願いしたいと思いますが、ちょっと時間をもらって。

1番

すいません、ちょっと確認だけなんですけど。

5ページの地図って昔の地図なんですか、コンビニができる前の。

事務局

そうです。

事務局

すいません、ちょっと地図が古くて、その申請地の周りにはもう今太陽光のパネルがあります。

議長

よろしいですか。2件とも一緒に質問を受けてますけども、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第1号議案の「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、この2件について、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長 ありがとうございます。賛成多数で、進達のほうをお願いいたします。

議長 それでは、議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画第8号について」、説明をお願いいたします。

事務局 続きます。議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画第8号について」。

別紙、令和3年度農用地利用集積計画の利用権設定について、委員会の意見を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局 今回の集積計画では、利用権設定7件の決定を求められています。

9ページに申出書の一覧をつけておまして、上から1番から5番までが相対、下2件が機構への貸付分となっております。

10ページのほうには、相対の各筆の明細をつけておまして、全て使用貸借によるもので5件6筆、1万1,887平米となっております。

それから、次のページ、11ページは機構分の各筆の明細となっております。全て自作地であったもので、このたび中間管理機構へ貸し出されたものとなっております。賃借権によるものが2件4筆、6,378平米となっております。

それから続いて、今月も所有権移転がありまして、12ページのほうに申出書一覧をつけております。

こちらは先月もありました機構の売買事業でして、先月地権者のほうから機構に所有権移転したものを今回は機構から****のほうに所有権移転するものとなっております。

13ページに各筆の明細を添付していますけども、宇治****番、登記、現況とも田、地積は1,045平米となっております。1件1筆、1,045平米となっております。今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。

説明は以上となります。

議長 それでは、機構の売買事業の分から。所有権移転、先月機構のほうへ所有権移転をした筆を****のほうへ売り渡すということですので、よろしいでしょうか。ご意見ありましたら、いいですね。

(質問、意見なし)

議長 では、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

議長 それでは、それ以外の所有権設定の件について、ご意見がありましたらお願いします。質問、意見、ありませんか。

11番 はい、11番。

身近なところからですけど、宇治の件だけど、****さんは、人・農地プランの担い手になっていますか。

事務局 人・農地プランの担い手になってるかということですね。

****さんなんですけど、宇治の分の人・農地プランのほうには中心経営体ではないですが、機構のほうじゃない、相対の更新分でもあり、引き続き耕作をしたいというようなことですけども、どうでしょうか。

議長 よろしいですか。

11番 相対だったらええわけ。人・農地プランに関係なしに、相対だったら。

事務局 集約っていう意味では、本当はこういう方々にというのはあるとは思いますが、今までから担い手が受けてくれる場合とくれない場合もあると思うので、書かれてない方でも耕作をっていうことであれば、そこはまあこちらとしては拒否できないのではないのでしょうか。

事務局 人・農地プランに上がってないから基盤強化法に反する、基本構想に反するとは限らん。好ましいのは間違いないですけどね、人・農地プランにのっとったほうが。

議長 政策上、そういうふうにしてほしいというふうにはなるんでしょうけども、どこまで厳密にするかというんですか、集約があるかというようになると、ちょっとないような気がします。

11番 これはルールに従った話合いをして、それでルールづくりをせんと。

議 長 確かにそうです。

議 長 農業委員が一緒になって皆さんとというふうにしてもらうように、そういうふうにはせんといけんのじゃないかなとは思いますが。

事務局 北村委員さんの言われることも一理あると。基盤強化法じゃなくて農地法による利用権、貸し借りっていう、当然3条、今まであまりないですけどね、3条というのは、貸し借りというのはないですけども、基盤強化法じゃなくて、農地法による貸し借りということにすべきものかもしれない。

議 長 賃借的にはな。できるだけそういうふうに徐々にしてもらうように、我々農業委員が人・農地プランの中でそういうふうにするのを皆さんで話し合ってくださいということも基盤法でもそういうふうにして今度改正されるようですけども、できるだけ新規の人との話し合いをというだけでは、というんではいけないとは思いますが。

4 番 いいですか。今の人・農地プラン話だったら、後で付け加えといてあげたら駄目なんですか。

議 長 プラン変更か。

4 番 うん、変更というか、この****さんを宇治のほうに名前を挙げてしまえば書類上よくなるんか、まあ話し合っていないから、いけて言われりゃあそうかも分かんけども、できないですか。

事務局 まあ、審査会っていうのがありまして、人・農地プランを変更した場合にはもう一回審査会にかけて……。
了解をもらわんと、勝手に入れるわけにはならない。

4 番 失礼しました。

議 長 よろしいでしょうか。

事務局 北村さんが言われたとおり、今後人・農地プランとの整合性というのは、この中での指摘を踏まえてというふうに考えてます。

議 長 まあ、今後の農業委員会法の改正の中でどういう形で、もう少し出てく

るのか、詰まってはおるようですけども、まだまだ……。

議 長 おいおいそういうふうになりますんで、なると思いますので、ご承知お
きしておいてください。
 よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決のほうをしていただきます。
 議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画第8号について」、賛成の
方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長 ありがとうございました。賛成多数でございましたので、手続をお願い
いたします。

議 長 それでは、第3号議案「令和3年度農用地利用配分計画第10号につい
て」、事務局のほう説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号「令和3年度農用地利用配分計画第10号について」。
 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、
農用地利用配分計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委
員会の意見を求めます。
 西川より説明をさせていただきます。

事務局 15ページから18ページのほうに、このたびの配分計画を載せていま
す。10件92筆、15万7,614平米について町より意見を求められ
ています。

 それから、資料3のほうにこのたび配分される筆と配分予定者を色分け
した地図をつけておりますので、併せてご覧ください。

 説明は以上です。

議 長 では、配分計画のほうの審議に入らせていただきますが、またそれぞれ
退席のほうをお願いをしますので、よろしく願いをいたします。

 また順番にいきましょうか。

 それでは、1番のほうから参りたいと思います。

議長 それでは、整理番号1番の****の配分について、ご意見のある方、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、この配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

議長 では、2番の****の配分計画について、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、2番の****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですのでお願いします。

議長 それでは、6番の****さんの配分計画についてご意見を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、ないようですので、6番、****さんの配分計画に賛成の方の挙手をお願いをいたします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

議長 7番の****さんの配分計画について、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。

議 長 8番の****さんの配分計画について、ご意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

(岸本委員着席)

9番 ありがとうございます。

議 長 それでは、続きまして、3番の****さん、それから4番の****さん、それから5番の****さん、それから9番****さん、それから10番****さん、それぞれの配分計画について、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、今申し上げました方々の配分に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

議 長 それでは、4号議案「令和3年岩美町農地賃借料情報について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 そういたしますと、議案第4号「令和3年岩美町農地賃借料情報について」。

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借について、農地法第52条に基づき別紙のとおり情報提供を行うので、委員会の承認を求めます。

西川より説明をさせていただきます。

事務局

議案の中に別紙とありますのは、資料4のほうにありますので、資料4をご覧ください。

令和3年1月から12月までに締結（公告）された水田ですね。田の賃借料について情報提供をするものです。

資料の1ページのほうに各地区の平均額と最高額、最低額等を掲載しています。この件については、令和元年度以降は最高額、最低額は掲載せずに平均額、賃借件数、使用貸借件数のみを掲示するというので公表をしていますが、今回一応ご確認いただくために最高額、最低額も資料のほうには掲載しています。ですので、公表するときにはこの最高、最低額を抜いたところの分がホームページなり、広報なりに掲載するということになります。

2ページ目、裏面です。裏面のほうにはその基になった賃借料を集計したデータになっています。賃借料の水準である平均値を算出するに当たって、平均値に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料については集計から除いています。全体の平均値が3,021円ですので、その上下7割を超えるものは集計の対象には含めてません。具体的に言うと、1,000円から5,064円、オレンジ色をつけてるところが対象となった範囲です。

あと、賃借料の発生しない使用貸借についても、算出の対象には含めていません。それから、東地区は賃貸借の件数が少ないので、浦富地区と合わせて算出しています。ということで、これを基に算出したのが表面の各地区、東、浦富は一つにまとめてますけども、各地区の平均額、件数と最高、最低額も一応参考までに載せております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

ちょっと見ていただいて、質問のある方。

議長

よろしいでしょうかね。

（質問、意見なし）

議長

採決をさせていただきます。

「令和3年岩美町農地賃借料情報について」、情報提供を行うことに賛

成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

議長 取りあえず以上、議事のほうは取りあえず終わりましたんで、その他のほうに入らせていただきます。

事務局のほうで何かありますか。

事務局 ①農地部会、農政部会について
②令和4年度農業関係の新規事業の予算要求について

議長 よろしいでしょうか。今の事務局のほうからのその他どうですか。

(質問、意見なし)

議長 それじゃ、皆さんのほうでその他、何かございましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようでしたら、来月の予定を決めさせていただいて終わりたいと思いますが、2月10日、木曜日、よろしいでしょうか、10日。

(異議なし)

議長 じゃ、時間は13時30分。遅れないように、ひとつよろしくお願ひします。

1番
議長 何時。
13時半でよろしいですか。

(異議なし)

議長 では、これで総会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。